

令和8年度介護の魅力発信事業委託業務プロポーザル審査要領

令和8年度介護の魅力発信事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める令和8年度介護の魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画全体の基本的な考え方及び想定される効果（10点）
- (2) 業務推進体制（10点）
- (3) 業務全体のスケジュール（10点）
- (4) 企画内容（60点）
- (5) 経費見積（4点）
- (6) 県が推進する施策への取組（6点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時及び場所（予定）
日時：令和8年6月24日（水）9時30分～
場所：高知県職員能力開発センター201（高知市丸ノ内2丁目1-19）
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。
イ 順番は別途お知らせします。
ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します（総合点数の60%以上を獲得していることを要する。）。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員の協議により候補者と次点者を選定します。